

# しんたいしょうがいしゃてちょう も みな 身体障害者手帳をお持ちの皆さまへ

- 平成29年7月から、身体障害者手帳情報のマイナンバー制度による活用が始まります。
  - 制度の円滑な運用には、手帳情報の正確な登録が不可欠です。
  - あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳をご確認ください。
- つぎ ばあい とどけで さいこうふしんせい ひつよう はや てつづ おねがい  
次の場合は「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めのお手続きをお願いします。

## とどけで ひつよう 「届出」が必要なもの

- ① 氏名に変更があったとき
- ② 同じ市町村内で住所が変わったとき
- ③ 他の市町村から転入したとき
- ④ お亡くなりになられた方の古い手帳があるとき

## さいこうふしんせい ひつよう 「再交付申請」が必要なもの

- ① 何らかの事情で身体障害者手帳を2冊お持ちのとき
- れい ばんごう ちが さつ てちょう しょうがいめい じゅうしょ ないよう ちが さつ てちょう  
(例)・番号の違う2冊の手帳 ・「障害名」「住所」など内容の違う2冊の手帳

## こんなときもお問い合わせください。

- ① 障害程度等が変わったとき
- ② 手帳を紛失して手元にないとき
- ③ 手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき

## とどけで と あ まどぐち 《届出・お問い合わせ窓口》

す しちょうそんやくば しんたいしょうがいしゃふくしたんとうか  
お住まいの市町村役場の身体障害者福祉担当課

ほっかいどう ほけんふくし ぶふくし きょくしょう しゃほけんふくしか  
北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課

ほっかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょ  
北海道立心身障害者総合相談所

